第四章　役員

第二十七条、本同盟ニ全国同盟及ビ地方同盟ヲ通ジテ左ノ役員ヲ置ク、

一、中央委員長一名

二、中央委員若干名

三、書記長及会計各一名

第二十八条、中央委員長、中央委員ハ全国大会、地方委員長、地方委員ハ地方大会ニ於テ選出シ、ソノ任期ハ大会ヨリ次期大会マデトス、

第二十九条、書記及会計ハ各常任委員会ノ互選トス、

第五章　會計

第三十条、全国同盟ノ経費ハ次ノ比率ニヨリ加盟団体ヨリ徴収シテ支弁スルモノトス、

一、	二〇〇名未満	一ケ月	一円
二、	二〇〇名―一、〇〇〇名	〃	二円
三、	一、〇〇〇名―一〇、〇〇〇名	〃	四円
四、	一〇、〇〇〇名以上	〃	十円

但シ一〇、〇〇〇名以上、一〇、〇〇〇名ヲ加ヘル毎ニ一円ヲ加フ、

第三十一条、中央委員会ノ決議ヲ経テ、各加盟団体団体ヨリ臨時徴収スルコトヲ得、

第三十二条、地方同盟ノ経費ハ第三十条ニ準ジテ、各加盟団体ヨリ徴収シテ支弁スルモノトス、

第三十三条、本同盟ノ収支決算ハ毎年夫々ノ定期大会ニ報告シソノ承認ヲ得ルモノトス、

第三十四条、本同盟ノ会計並ニ財産ハ中央委員会管理シ、中央委員ハ連帯責任ヲ負フモノトス、

第六章　附則

第三十五条　本同盟ノ規約ニ疑義ヲ生ジタル場合ハ中央委員会之ヲ決スルモノトス、

第三十六条、本同盟ノ議事ハ特別ノ規定ナキ限リ、過半数ヲ以テ之ヲ決ス、

第三十七条、本規約ハ一九二七年、十二月十三日ヨリ之ヲ実施スルモノトス、

以上

㊄　労働組合統一運動に関する件

採用

(一)

労働組合戦線統一をその中心目標として来た我同盟は勿論、過去に於ても、その達成のために終始渝らない努力を時々の客観情勢に應じて拂って来た。かくて今日、今日及びそれ以後の新らしい発展段階に適應し、それを促進するところの統一運動の方針を樹立し、具体的活動を行ふの必要は論を俟たないところであって、吾同盟は本第二回全国大会に於て次の如く決定するものである。

(二)

資本の必死的安定政策は、金融恐慌以来更に急激化し、当然必然の結果として吾労働大衆は極度の生活不安、飢餓に直面し、しかもそれから生ずる反抗は巨大なる専制的政治権力の暴圧を受けつゝある。然しながら吾労働大衆は戦はざるを得ない。即ち資本攻勢、専制的政治権力に対する反抗、闘争の波は全国に捲き起った。そして、この労働大衆の自然発生的闘争と密接に結合して起され、吾々が全力的に支持し参加したところのストライキ、工代、立法律要求等の闘争に於ける右翼、中間派、独立組合の大衆をも参加せしめた共同闘争の力強き遂行と、それに伴っての統一戦線の